

西宮市重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4に規定される重層的支援体制整備事業への円滑な移行を目的に実施する「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下、「移行準備事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 移行準備事業の実施主体は西宮市（以下、「市」という。）とする。ただし、事業全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下、「受託者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 移行準備事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 庁内連携体制の構築等の取組み
 - (2) 多機関協働の取組み
 - (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組み
 - (4) 参加支援の取組み
- 2 前項に掲げるもののうち、第2号は「西宮市多機関協働事業」として実施する。
- 3 第1項に掲げるもののうち、第3号及び第4号は移行準備事業の進捗状況により、順次実施するものとする。

(包括化推進員)

第4条 市及び受託者は、前条第1項第1号及び第2号の取組みを円滑に実施するため、包括化推進員を配置するものとする。

- 2 包括化推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 各分野の相談支援機関等からの複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた事案の相談受付
 - (2) 相談受付した事案のアセスメント及び相談支援機関等との協議による支援プラン作成や相談支援機関間の役割分担等の調整
 - (3) 支援の進捗状況管理及び評価
 - (4) 各事案の共通する福祉課題の把握及び必要な社会資源の開発に向けた検討

(重層的支援会議)

第5条 前条第2項第2号から第4号の活動のため、包括化推進員は重層的支援会議(以下、「会議」という。)を開催することができる。

2 包括化推進員は会議の開催にあたり、必要があると認められる関係部署及び関係機関等に会議の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。受託業務終了後も同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。